

■コンテンツパートナー規約■

第1条 目的

1. 本規約は、アイティメディア株式会社（以下「ITM」といいます）からの委嘱に基づき、制作者（以下「パートナー」といいます）が制作した記事・写真・図・グラフ・絵画及びその他のコンテンツ（以下「本コンテンツ」といいます）の取扱いの基本的条件を定めることを目的としています。
2. パートナーは、本規約をよく読み、理解し、同意した上で、本規約の適用を申し込み、パートナー登録を行うものとします。なお、当該パートナーからの申し込みを ITM が承諾したときに、パートナーと ITM との間で本規約を内容とする契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。
3. ITM は、1ヶ月前までに変更後の本規約をパートナーの閲覧に供することにより、本規約を変更することができます。パートナーは、変更の効力発生時まで、本契約を解約しない限り、本規約の変更に同意したものとみなされます。

第2条 個別契約

1. ITM のパートナーに対する個別案件の申込みは、具体的な内容、対価、初稿納入日等を記載した発注書の書面（FAX、E-mail 等を含みます。以下「書面等」といいます）送付によってなされ、ITM は次項に定める個別契約の成立までの間、いつでもパートナーの承諾なく撤回することができます。
2. 個別案件に関する個別契約は、ITM の発注書送付日より 5 営業日（営業日は ITM 基準）以内にパートナーが書面等により受諾を拒否する意思表示をしなかった場合、成立します。
3. 本規約と個別契約との間に相違がある場合は、個別契約が優先して適用されます。

第3条 パートナーの責務

1. パートナーは、本コンテンツの制作に際し、他のパートナー、本コンテンツの閲覧者、及びその他の第三者との間でトラブルを生じさせないように、最善の注意を払うものとします。
2. 前項においてトラブルが発生した場合、パートナーは自己の責任と費用負担において当該トラブルを処理解決し、ITM へ一切損害・迷惑をかけないものとします。ITM は、本コンテンツに関し行われたパートナーと第三者との取引（本コンテンツの権利処理等を指しますが、これに限りません）について、一切の責任を負わず、全ての取引はパートナーと当該第三者との責任においてなされるものとします。
3. パートナーは、本コンテンツの制作にあたり、ITM より物品の貸与及びアカウント等の発行を受けた場合、当該物品及びアカウント等を善良なる管理者の注意義務を持って管理するものとします。
4. パートナーは、以下各号に定める内容・表現に該当し、又は該当するおそれのある本コンテンツを制作（リンク情報の提供を含みます）しないことを表明し、保証します。
 - 1) ITM 若しくは他の第三者を装い又は詐称する内容・表現
 - 2) 有害なコンピュータープログラム等を含む内容・表現
 - 3) ITM のサーバー若しくはネットワークの機能を妨害又は混乱させる内容・表現
 - 4) 自殺、虐待、殺害、若しくはこれらに類するものを肯定、勧誘、又は助長する内容・表現
 - 5) 公職選挙法に抵触する内容・表現
 - 6) ITM 若しくは他の第三者の財産（著作権その他の知的財産権を含みます）、プライバシー、名誉、肖像権その他の権利を侵害・棄損する内容・表現
 - 7) 他の第三者の個人情報若しくはメールアドレス

レス等の情報を不正に収集、利用、公開、譲渡又は販売する内容・表現

- 8) 事実に反する情報若しくは意味のない情報にあたる内容・表現
 - 9) 犯罪行為、又は犯罪行為の誘発を目的とした内容・表現、
 - 10) わいせつ、児童ポルノ、残虐・暴力的な内容若しくはその他、若年層にとって不適切な内容、又は露骨な性描写の内容・表現
 - 11) ストーカー行為などの嫌がらせ、誹謗中傷、その他民族・人種差別的な内容・表現
 - 12) 異性との出会いを目的とする内容・表現
 - 13) 法令及び公序良俗に反する内容・表現、ITM の定めるガイドライン等に反する内容・表現
 - 14) 反社会的勢力に直接・間接に利益を提供する内容・表現
 - 15) ITM が提供するサービス・広告配信を妨害する内容・表現
 - 16) その他、ITM によるメディア運営を妨げる内容・表現
5. ITM は本コンテンツが前項各号のいずれかに該当すると認める場合、パートナーの承諾なく、当該本コンテンツの削除・訂正その他の必要な措置を採ることができるものとします。

第4条 著作権

1. 本コンテンツの著作権の帰属は、別段の定めなき限り以下のとおりとします。なお、パートナーはこれらの著作物につき、ITM に対して一切の著作者人格権を行使しないものとします。また、著作権の譲渡対価は第5条または個別契約に定める対価に含まれ、ITM は別途の費用又は対価等の支払いを要しないものとします
 - 1) 本コンテンツ（但し、次号に定めるものを除く）
パートナー又は当該コンテンツの著作者に帰属します
 - 2) ロゴ、バナー及び図版（但し、パートナーが記事原稿とともに納品した図版を除く）
ITM に帰属するものとし、ITM への納品

をもって当該権利がパートナーから ITM に譲渡されるものとします。

2. パートナーは ITM 及び ITM の指定する第三者に対し、本コンテンツの以下の利用を許諾します。
 - 1) 複製
 - 2) 公衆送信（対象デバイスを問わず、ITM が運営しているサイト・サービスにおける配信のほか、提携先サイト・サービス（ITM がコンテンツの全部又は一部を包括的に提供している第三者の運営するサイト・サービス）での配信、これらのサイト・サービスにおける RSS 配信及びメールマガジン等での配信を含みます）
 - 3) 翻訳及び翻案（これにより創作された二次的著作物の、本項に定める利用を含みます）
 - 4) 複製物の頒布（DVD-ROM、メモリーカード等の電子媒体（将来開発されるいかなる技術によるものをも含みます）に記録したパッケージ出版物、チラシ・小冊子等の紙媒体としての複製、頒布を含みますがこれに限られないものとします。但し、本号の適用は、原則として、本コンテンツがタイアップ記事の場合で、かつ、当該タイアップ記事の広告主において当該利用を行う場合に限るものとします）
 3. パートナーは、ITM 及び ITM の指定する第三者による前項各号の利用に際しては、本コンテンツについて必要となる加工、改変等を行うこと、および自動音声読み上げ機能による音声化利用が含まれること、および氏名表示権を除く著作者人格権を行使しないことに同意します。
 4. パートナーは、本コンテンツをオンライン利用（公衆送信に含まれないメールマガジン等での配信も含みます）してはなりません。ただし、ITM が書面等により事前に承諾した掲載先及び形態での利用については、この限りではありません。
- #### 第5条 対価

1. ITM はパートナーに対して、個別契約に定める本コンテンツの対価を、ITM による本コンテンツの検査合格日の翌月末日（納品日から起算して 60 日を超える場合は、納品日から 60 日以内の日）までに、パートナー登録されたパートナー名義の金融機関口座宛に振込み（振込手数料は ITM 負担）にて支払います。
2. 納品された本コンテンツについて第 4 条第 2 項第 4 号の利用がなされる場合、ITM はパートナーに対して、当該利用に関する個別契約に記載する使用料を、当該個別契約の締結日の翌月末日までにパートナー登録されたパートナー名義の金融機関口座宛に振込み（振込手数料は ITM 負担）にて支払います。但し、前項の個別契約の対価に当該使用料が含まれる場合はこの限りではありません。
3. パートナーは ITM に対して、前各項の支払いを受けるため、ITM の指定する期日までに必要事項が記載された対価に関する請求書を発行します。
4. パートナーは、個別契約に定める対価(制作料、許諾料、協力金、その他名目の如何を問わない)が本規約に基づき ITM が支払い義務を負う唯一かつ全ての金員であることを確認します。

第 6 条 秘密保持

1. パートナーは、本契約並びに個別契約の締結及び履行により知り得た ITM 及び ITM の指定する第三者の営業上、技術上及びその他の秘密情報（以下「秘密情報」といいます）を、本契約有効期間中はもちろん、本契約終了後も 3 年間（秘密情報が個人情報に該当する場合は本契約終了後も）は、ITM の書面等による事前承諾のない限り、本契約及び個別契約履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはなりません。
2. パートナーが ITM の事前の書面承諾を得て第三者に開示する場合は、パートナーは当該第三者に対し、自己が本契約において負うのと同等の義務を課すとともに、当該第三者における当該義務違反について、ITM に対し一切の責任

を負うものとします。

3. パートナーは、秘密情報の紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩又は当該秘密情報への不正アクセス等が起きた場合、又はそのおそれが生じた場合には、直ちに ITM に通知するとともに、当該秘密情報の保護のため、ITM の指示に従って必要な措置を迅速に講じるものとします。
4. 以下の各号の一に該当する情報は、本条に定める秘密保持の対象となる秘密情報とはならないものとする。
 - 1) 既に公知・公用の情報。
 - 2) 開示後、自己の責によらず公知・公用となった情報。
 - 3) 開示を受けたときに既に知得していた情報。
 - 4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者により守秘義務を負うことなしに入手した情報。
 - 5) 開示された情報と無関係に独自に開発・創作した情報。
 - 6) 法令により開示することが義務づけられた情報。
5. パートナーは、本契約終了後、または ITM より要請ある場合は、直ちに秘密情報及び次条に定める個人情報を、ITM の指示に従い返還または廃棄・消去するものとします。

第 7 条 個人情報・登録情報の取り扱い

1. パートナーは、ITM がパートナーの個人情報をデータベースに蓄積し、ITM のプライバシーポリシー <http://corp.itmedia.co.jp/corp/privacy.html> の定め及び以下の利用目的の範囲内で利用することをあらかじめ承諾するものとします。
 - 1) 原稿料のお支払い、契約管理、本コンテンツの管理
 - 2) 制作いただいた本コンテンツに関する確認等のご連絡
 - 3) ITM からの新たな記事執筆依頼のご連絡
 - 4) ITM からの執筆者向けセミナーなどのイベントのご案内
2. パートナーは、以下各号のいずれかに該当し

た場合には、パートナーの登録情報のうち該当する部分を、ITM が予告なく一部削除又は修正することをあらかじめ承諾するものとします。

- 1) ドメイン名変更、法人の合併などにおけるメールアドレスの変更など、登録情報変更が公知のものであるとき
 - 2) 該当する登録情報の削除を告知したとき
 - 3) 登録情報の信ぴょう性が低いと ITM が判断したとき
3. パートナーは、本契約及び個別契約の履行に際し、個人情報の取り扱いがあるときは、適用される法令・ガイドライン等を遵守のうえ、秘密情報に準じて取扱うものとし、善良なる管理者における注意義務のもと保管・管理し、一切漏洩してはならないものとします。

第 8 条 再委託の禁止、権利義務の譲渡の禁止

1. パートナーは ITM の書面等による事前承諾なく、本コンテンツの制作を第三者に委託することはできません。
2. パートナーは、本契約及び個別契約に基づく地位及び権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡することはできません。

第 9 条 免責

ITM は、以下各号の事項に起因又は関連してパートナーに生じた損害について、一切賠償責任を負いません。

- 1) 本コンテンツの配信継続及び終了
- 2) 本コンテンツに対する第三者による発言、送信又は行為
- 3) データベースの故障、第三者の不正アクセス等による登録情報又は本コンテンツの破損、消失、改変等
- 4) その他、本コンテンツに関して生じた一切の損害

第 10 条 パートナーの賠償責任

1. パートナーの故意又は過失により ITM に損害が生じた場合、パートナーはその損害を賠償する責を負います。

2. パートナーの故意又は過失により第三者に損害を与えた場合、パートナーの責任及び費用負担でこれを解決し、ITM へ一切損害・迷惑をかけるものとしません。

第 11 条 サービスの変更や休止

ITM は事前予告なく、本コンテンツの配信仕様の変更、中止、又は中断をすることができます。

第 12 条 解約、取り消し等

1. パートナーは、2 週間前までに ITM に書面等をもって通知することにより、本契約の効力を将来に向かって解約することができます。
2. ITM は、パートナーが以下各号のいずれかに該当したと ITM が判断した場合、何らの催告・通知等を行うことなく、本契約及び個別契約の全部または一部を解除し、直ちに当該パートナーの登録を取り消すことができます。
 - 1) 本規約又は個別契約に違反し、相当期間を定めた催告をするも、当該期間中に違反が是正されないとき
 - 2) 支払い停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これらに類する倒産手続（私的整理を含むが、これに限られない）の申立があったとき
 - 3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - 4) 本契約及び個別契約以外の債務について仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき、又は保全差押又は差押の執行を命じる裁判が行われたとき
 - 5) 解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき
 - 6) 企業の同一性を損なう組織再編行為の決議を行い、又は営業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは廃止したとき
 - 7) 登録メールアドレス宛のメール送信が、一定期間以上不達するとき
 - 8) その他、本契約又は個別契約の継続が困難であると判断されるとき

3. 事由の如何を問わず、本契約および個別契約が終了した場合であっても、期間中に検査合格した本コンテンツについては、なお本規約が適用されるものとします。

第13条 反社会的勢力の排除

1. ITM 及びパートナーは、自己又は自己の代表者、役員、主要な職員（雇用形態及び契約形態を問わない。）若しくは自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が暴力団関係者（東京都暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に現在及び将来にわたり該当しないことを表明し、保証します。
2. ITM 及びパートナーは、暴力団関係者を利用して、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - 1) 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為
 - 2) 相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
 - 3) 相手方の業務を妨害する行為、又は妨害するおそれのある行為
 - 4) その他前各号に準ずる行為
3. ITM 及びパートナーは、第三者（以下「委託先等」という。）と下請又は再委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合は、委託先等に前二項を遵守させるものとし、委託先等が暴力団関係者であることが判明した場合は、直ちに相手方にその事実を報告し、相手方は、関連契約を締結した当事者に対して、当該関連契約を解除するなど、暴力団関係者との関係を遮断するために必要な措置をとるよう求めることができるものとします。
4. ITM 及びパートナーは、相手方が暴力団関係者に該当することが判明し、又は、本条（反社会的勢力の排除）第2項若しくは第3項に違反した場合には、何らの催告を要せずに、本契約及び個別契約に関連する一切の交渉を打ち切り、当事者間で締結されたすべての契約の全部

又は一部を解除することができるものとします。本項に基づく解除権を行使した当事者はその被った損害について相手方に対し損害賠償を請求することを妨げられず、また、当該解除権を行使したことにより相手方に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

第14条 準拠法、合意管轄

1. 本契約及び個別契約は、日本法を準拠法として解釈・適用されます。
2. 本契約及び個別契約に関する紛争は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（以下余白）

制定日 2013年4月1日

改訂日 2018年1月1日

2025年3月3日